

# 大館市農業委員会総会議事録

令和4年11月11日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和4年11月11日（金）午後2時00分 開会		
		場 所	比内総合支所 3階 大会議室		
2. 出席委員の氏名（16名）					
1番	渡邊 久留美	10番	菅原 一成	18番	安部 幸美
2番	石山 元一	11番	小畑 美恵子	19番	渡邊 久雄
3番	阿部 重信	12番	富樫 英悦		
4番	斎藤 重春	13番	畠山 繁司		
5番	小林 大樹	14番	浅利 瑞穂		
7番	伊藤 昇	15番	糸屋 由衛門		
9番	藤盛 久登	17番	虻川 マキ子		
3. 欠席委員の氏名（3名）					
6番	小畑 純市	8番	高坂 千悦	16番	菅原 和久
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	鳥潟 克次		
		次 長	宮崎 直人		
		係 長	佐々木信成		
6. 議事録署名委員	3番	阿部 重信	7番	伊藤 昇	
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 20 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 21 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
議案第 45 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 46 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 16 名の出席であります。

よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、6 番 小畑 純市 委員、8 番 高坂 千悦 委員、16 番 菅原 和久 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 3 番 阿部 重信 委員、7 番 伊藤 昇 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告（10 月総会～11 月総会）について
- ・報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 21 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

### 19 番（渡邊久雄委員）

19 番の渡邊久雄です。

業務報告の中の、11 月 9 日開催の秋田県農業委員会女性協議会地区別研修会に参加した女性委員から、その他の時に報告してもらいたい。

## 事務局

その他の時に、全国農業担い手サミット in ふくいについて会長から、また、秋田県農業委員会女性協議会地区別研修会について女性委員から報告願います。

### 14 番（浅利瑞穂委員）

14 番の浅利瑞穂です。

報告第 20 号のNo.246 の貸借内容で、その他の貸借とは何か。

## 事務局

昔の 3 条による契約で、台帳上では以前からその他契約となっておりますので、その他と表記しております。

### 5 番（小林大樹委員）

5 番の小林大樹です。

これからも大規模な解約が多くなってくると懸念される。小規模契約と同等に扱ってよいのか、それなりの対応はしているのか。

## 事務局

契約の大小はないが、解約時に事務局で聞取りを行い、近隣の農業者とのマッチングを行っている。また、耕作不便で解約しているのは、条件が悪すぎて解約する農地ですが、これからも増えていくと考えられ、利活用について考えなければならないと感じています。

## 議長

他にありますか。

ないようですので、承認するものといたします。

## 議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 45 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

26 ページをお開き願います。

議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 4 年 11 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

27 ページをお開き願います。

内訳は、No.57 の 1 件で、地目は田が 5,045 m<sup>2</sup>であります。

譲受の事由は、「受贈」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 45 号 No.57 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 45 号 No.57 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 46 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

28 ページをお開き願います。

議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 11 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

29 ページをお開き願います。

令和 4 年度農用地利用集積計画（第 8 号）で継続して利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、再 - 15 と再 - 16 の 2 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 6 年が 1 件、10 年が 1 件で、地目は田で 87,181 m<sup>2</sup>、畑で 9,629 m<sup>2</sup>、面積合計が 96,810 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 46 号 再-15、16 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 46 号 再-15、16 について、原案のとおり決  
してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決したことを、大館市長へ報告することとし  
ます。

**議長**

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長** ・当面の行事日程について説明する

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

**19 番（渡邊久雄委員）**

19 番の渡邊久雄です。

農地パトロール報告・検討会の中でもいいし、別の会合でもよいので、農  
業委員会として地域農業の今後をどうするべきか考える場を設けてほしい。

**事務局**

検討いたします。

**議長**

他にないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

ないようですので、サミットと女性協議会の研修会について、委員より報  
告願います。

・全国農業担い手サミット in ふくいについて会長より報告

・秋田県農業委員会女性協議会地区別研修会について

虻川 マキ子 委員、渡邊 久留美 委員、小畑 美恵子 委員より報告



議長

これもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 11 月 11 日

議 長

---

議事録署名委員 3 番

---

議事録署名委員 7 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第45号 No.57	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市岩瀬字赤川・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市城西町・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月3日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない